

5.7.6  
8-12

令和3年7月6日

〒921-8025

金沢市増泉二丁目7番16号

株式会社テルズ＆クイーン

代表取締役 鈴木 一輝 殿

適格消費者団体特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206

金沢市北寺町～9番地3

TEL:076-254-6733

FAX:076-254-6744

〔連絡先〕

藏大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912

金沢市大手町7番23号

TEL:076-234-5830

FAX:-76-234-5831

## 消費者契約法第41条1項に基づく請求書

当法人は、石川県金沢市に事務所を置き、消費者被害の未然防止・被害救済等に関する事業を行い、消費者全体の利益保護を図り、消費生活の安定・向上並びに消費者市民社会の形成に寄与することを目的とし、平成29年5月15日に適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

令和2年11月25日付申入書2兼要望書にて申入れしているとおり、貴社の約款は特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）に反していると認められますので、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本請求書を送付致します。なお、本請求書が到達した時から1週間以内に当法人の請求に応じていただけない場合、当法人は、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

また、本請求書並びに本請求書に対する貴社からのご

回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

#### 第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間でエステティックサービス契約を締結するに際し、中途解約時に消費者が負担する解約損料について、別紙記載の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 貴社は、別紙記載の条項が記載された約款が印刷された用紙を破棄せよ。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

#### 記

株式会社テルズ＆クイーンは、消費者との間でエステティックサービス契約を締結するに際し、別紙記載の条項を内容とする意思表示を行いませんので、当社が別紙記載の条項を使用したエステティックサービス契約を行うための事務一切を行わないようにし、別紙記載の条項が記載された約款が印刷された用紙は全て破棄してください。

## 第2 紛争の要点

- 1 貴社の約款第11条2項では、シェアラ会員が中途解約する場合について、2万円を超えない範囲において、会員は契約残高（契約に係るエステティックサービスの対価の総額から既に提供されたエステティックサービスの対価に相当する額を引いたもの）の10%に、入会金の精算金〔入会金×経過月（1ヶ月未満の日数は1ヶ月に繰り上げ）÷（エステティックサービスの契約期間月数）〕を加えた額を解約損料として支払わなければならない旨を定めている。この解約損料とは、エステティックサービスの役務提供開始後の中途解約に伴う損害賠償を定めたものと解される。
- 2 特商法第49条2項1号ロ・特商法施行令15条及び別表第四では、エステティックの役務提供開始後の中途解約による損害賠償額について定めており、その額は、2万円又は当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続役務の対価の総額から提供された特定継続役務の対価に相当する額を控除した額の10／100に相当する額のいずれか低い額とされて

いる。しかし、約款第11条2項は法が定めてない入会金の精算金を損害賠償額の計算に含めている。この約款の定めは、法が定める「当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続役務の対価の総額から提供された特定継続役務の対価に相当する額を控除した額の10／100に相当する額」を超えて、損害賠償金を貴社が受領できるとするものであり、特商法第49条1項に違反し、同条7項により無効である。

3 よって、当法人は、貴社に対し、特商法58条の22第2項に基づき、消費者との間でエステティックサービス契約を締結するに際し、中途解約時に消費者が負担する解約損料について、別紙記載の条項を内容とする意思表示を行わないこと、別紙記載の条項が記載された約款が印刷された用紙を破棄すること、これらを従業員らへ周知し、別紙記載の条項を内容とする意思表示を行わないよう指示することを求める。

第3 訴え提起する予定の裁判所

金沢地方裁判所

(別紙)

シェアラ会員が中途解約される場合は、甲は、乙に対し、契約残高（契約に係るエステティックサービスの対価の総額から既に提供されたエステティックサービスの対価に相当する額を引いたもの）の10%に、入会金の精算金〔入会金×経過月（1ヶ月未満の日数は1ヶ月に繰り上げ）÷（エステティックサービスの契約期間月数）〕を加えた額を解約損料として支払うものとします。但し、解約損料は2万円を超えることができないものとします。

### 付記

差出人 内閣總理大臣認定  
通常消費者団体特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワークいしかわ  
理事長 穂木 明夫  
〒920-0206  
金沢市丸寺町八幡地3  
TEL: 076-254-6733  
FAX: 076-254-6744

郵便局証明

3.7.6

この郵便物は令和3年7月6日第74283号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

